○佐久市・北佐久郡環境施設組合談合情報取扱規程

平成26年10月１日訓令第２号

（趣旨）

第１条　この規程は、公正な競争を確保するため、佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事等の入札に係る談合情報に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、組合が発注する全ての建設工事等の入札に適用する。

（公正入札調査委員会の設置）

第３条　入札に係る談合情報に的確に対処するため、佐久市・北佐久郡環境施設組合公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員長及び委員は、佐久市・北佐久郡環境施設組合建設工事請負人等選定委員会規程（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合訓令第１号）第２条第１項第１号に規定する佐久市・北佐久郡環境施設組合建設工事請負人等選定委員会の委員長及び委員が兼ねるものとする。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員が委員長の職務を代理する。

４　委員会の会議は、委員長が招集する。

５　委員会は、談合情報に関する調査の必要性の有無、入札執行、契約締結及び契約解除の是非を審議する。

６　委員会の庶務は、組合の事務局において処理する。

（その他）

第４条　この規程の実施に当たっては、前条までに定めるもののほか、佐久市談合情報取扱規程（平成17年佐久市訓令第53号）の例による。

附　則

この規程は、訓令の日から施行する。